

豊川市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、運動能力等が低下した高齢者の自動車の運転による交通事故を防止し、もって交通安全の推進に寄与するため、自動車に安全運転支援装置を設置する高齢者に対し市の予算の範囲内で交付する豊川市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいう。
- (2) 安全運転支援装置 国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進等抑制装置（ペダル踏み間違い急発進等抑制装置）で、安全運転支援装置取扱事業者の店舗等において設置するものをいう。
- (3) 安全運転支援装置取扱事業者 安全運転支援装置の製造者等が指定する取付け事業者。
- (4) 店舗等 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 原則として、安全運転支援装置取扱事業者又は安全運転支援装置取扱事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）が運営するもの

イ 後付け装置の販売及び設置を行うことができる設備及び体制を有するもの

(補助対象自動車)

第3条 補助金の交付の対象となる自動車は、次条に規定する補助対象者が使用するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 安全運転支援装置を設置することができること。
- (2) 自動車検査証に家用の記載があること。
- (3) 安全運転支援装置を設置した後も道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合すること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 豊川市内に住民登録があり、現に当該住所地に居住していること。
- (2) 補助金の交付を申請する年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）において、満65歳以上であること。
- (3) 有効期限内の運転免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項の免許証をいう。）を所有していること。
- (4) 市税及び自動車税を滞納していないこと。
- (5) 安全運転支援装置を設置する自動車の自動車検査証上の「使用者の氏名又は名称」に記載されている使用者であること。
- (6) 転売等を目的として安全運転支援装置を設置する者でないこと。
- (7) 安全運転支援装置を設置する自動車を個人の用途に供すること。
- (8) 豊川市暴力団排除条例（平成23年豊川市条例第7号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。
- (9) 安全運転支援装置取扱事業者の店舗等において安全運転支援装置を設置し、その機能及び適切な使用方法について説明を受けた者であること。
- (10) 第5条第1項に規定する補助対象経費と同一の経費に対する他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (11) 安全運転支援装置設置後に発生した事故や車両の故障について、市が一切の責任を負わないことについて了承すること。
- (12) 安全運転支援装置設置後1年以上その装置を使用すること（次のいずれかに該当する場合を除く。）。
 - ア 天災等による破損等自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全運転支援装置を処分するとき
 - イ 病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき、又は自動車運転免許を返納したとき
 - ウ その他市長が特に事情があると認めたとき
- (13) 前各号に掲げる要件に該当しないことが補助金交付後に判明した場合に、市に補助金を返還することについて了承すること。
（補助金の額等）

第5条 補助金の額等は、次の表のとおりとする。

安全運転支援装置の種類	補助金の額	限度額	補助対象経費
障害物検知機能付急発進等抑制装置等	補助対象経費に5分の4を乗じて得た額	60,000円	安全運転支援装置の購入及び設置に要した費用のうち補助対象者が支払った費用
急発進等抑制装置（障害物検知機能なし）		30,000円	

2 前項の補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含むものとする。ただし、設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除くものとする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、安全運転支援装置を設置後、申請年度の3月31日までに、豊川市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に事情があると認める場合は、当該申請の期限を延長することができる。

（1）安全運転支援装置を設置した店舗等が発行した領収書の写し

（2）安全運転支援装置販売・設置証明書（様式第2号）

（3）申請者の自動車運転免許証の写し

（4）補助金の交付対象となる自動車の自動車検査証の写し

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は毎年度先着順とし、市長は、申請された補助金の額が補助金にかかる予算の額を超える場合は、年度内であっても申請の受付をしないことができる。

3 規則第13条の規定による実績報告は、第1項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、豊川市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）

により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付すことができる。

3 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、第1項の規定による通知をもってこれに代えるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、豊川市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金請求書(様式第4号)により、市長に補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が適当でないと認めるとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金交付の決定の取消しを受けた者に対し、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている豊川市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付申請書その他の用紙は、改正後の豊川市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金

交付要綱の規定に関わらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月30日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の豊川市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安全運転支援装置を設置する者について適用し、施行日前に安全運転支援装置を設置した者については、なお従前の例による。
- 3 当分の間、施行日前に安全運転支援装置を設置した者のうち、当該装置の費用について安全運転支援装置取扱業者から国の交付する安全運転サポート車普及促進事業費補助金に相当する額の割引を受けられなかった者については、前項の規定にかかわらず、新要綱の規定により補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。